

## ( 2 ) ( 財 ) 青森県国際交流協会

【担当：竹田委員、藤谷委員、舘山委員】

### 1 法人の概要及び前回評価・所見・提言の要旨

#### ( 1 ) 法人の概要

代表者	会長 木村守男（青森県知事）		
設立年月日	平成2年9月1日		
役員・従業員	理事24人（うち常勤1人）、監事2人、正職員6人（うち県派遣職員2人）、臨時職員3人		
基本財産	477,550千円（うち青森県からの出捐250,000千円）		
主な出資者又は出捐者	平成14年2月現在		
	出捐者	出捐額(千円)	出捐割合(%)
	青森県	250,000	52.4
	市町村	125,000	26.1
	民間	102,550	21.5
主な業務	県・市町村・民間国際交流団体と連携を図りながら、国際理解を深めるための啓発・普及活動		
主な収入	受託事業収入、補助金収入、基本財産運用収入		

#### ( 2 ) 前回の評価・所見・提言の要旨

委員会は、「平成12年度検討結果報告書」において、平成9年3月「青森県国際化推進プラン」策定以降の、当法人の事業環境の大きな変化を指摘した上で、当法人の事業運営における基本姿勢に関し、特に次の5点を考慮するように求めた。

すなわち、国際交流における便益享受と（相手側との）費用負担の相互平等化、国際化に伴う社会的費用の公正負担（注1）、国際交流事業の対象、国際交流における県の妥当な関与の程度、国際交流事業への参加の機会均等の努力、である。

委員会がこのような考慮を求めた理由は、「国際化推進プラン」策定以降の県財政悪化の進行、県域・県民一般の国際化の一層の進展、民間ボランティア組織・活動の活発化、これらによる国際交流事業における政府（県）の役割の相対的な意義の低下の認識である。

換言すれば、政府主導・支援による交流事業は見直しの時期に来ているのではないかと、という問題意識である。

前回の評価と提言は、このような事業環境の変化に加え、当法人の交流事業の積み重ねから生じた慣行等についても、考慮を求めたものであった。なお上記5点について、当法人はその後適切な改善の努力を行っている。

## 2 県公社等法人の統廃合計画

県は、委員会の平成12年度提言に应运、平成13年9月公社等法人の統廃合計画を決定・発表した。さらに平成14年2月これを一層徹底する計画を発表した。

県の計画は、委員会提言の基礎にある考え方に近いものであるが（注2）、その中で、県は当法人を（財）青森県スポーツ振興事業団と統合することとしている。

委員会は、これまでの検討結果から、国際交流事業のニーズと、これを取り巻く大きな環境変化を考えると、今後の国際交流事業活動は民間ボランティア組織主体に、転換することが適切であると考え。すなわち政府（県）主体よりは、むしろ交流双方の民間組織同志の相互交流に切り替え、県は主体的位置から退き、側面からの活動支援の位置にあることが、事業環境の変化に適合し、かつ交流事業の本質と趣旨により一層合致すると考える。したがって委員会は、当法人については統合に終わることなく、最終的には組織の廃止を指向することが、より適切であると考え。

## 3 今年度の検討結果の評価・所見・提言

当法人をスポーツ振興事業団と統合すること、あるいは最終的に廃止を指向することは、国際交流事業の意義・効用等を、決して否定するものではない。新しい事業環境のもとで、交流事業の適切な主体・事業内容・費用負担等について、県の交流事業政策は、事業環境の変化への適合の努力が求められているのである。

県の14年2月の当法人の、スポーツ振興事業団との統合決定を前提に、かつ委員会の前述の認識から、委員会は次のとおり提言する。

### （1）重層関係のなかでの民間主体化

国際交流は、国レベル、地方レベルから、組織・個人レベルまで多様な重層関係が認められ、これからの交流の増大と発展はこの重層関係を一層進展させることは確実である。

当法人が担当・支援してきた県民レベルの交流事業は、意思と理解を持つ県民が自主的・主体的に交流を推進し、県（所管部）は側面から情報や費用の一部、その他の便宜を提供する、交流推進体制が望ましい。

当法人を統合することにより（最終的には廃止を指向する場合も同様に）、当法人が担当する諸事業を、ニーズ・環境・費用効果等々の観点から再精査のうえで、事業の一部または全部を、政府（県）が取り組むことは、「小さな政府」指向に一見逆行するようであるが、決してそうではない。

政府（公的部門）と当該法人（中間組織）の全体で、行政組織と総費用が縮小するのであれば、実質的に「小さな政府」を実現することになる。交流事業の主体が自主的・自発的に民間主体になることによって、政府（県）から自立した真の民間レベルの交流になることが期待され、交流本来の重層関係がより促進されるであろう。

## (2) 民間交流における相互理解

これまで当法人が担当する主要交流事業としての、米国メイン州及びロシア・ハバロフスク地方の各市民レベルとの交流事業では、例えば、三沢基地騒音問題や北方四島問題について、交流市民相互間で話題になりにくかったようである。このような極めて政治的な問題は、交流の直接の目的・対象ではないが、国レベルではなく市民間交流であるからこそ、鋭く対立する問題が両国間に永く未解決のままに現実に存在する事実を、率直に認め合う必要があるのであって、交流の重層関係の意義の一つがここにある、と考える（注3）。

このために県の支援（公的資金）を受けて交流しようとする県民には、少なくとも戦後の日米関係史、幕末以降の日露関係史等について、最小の基本的事項を知ってもらうよう努めなければならない。県の支援内容には、今後、交流の前提となるべきこのような基礎的事実を知る学習機会を提供することも重要である。ここにも当法人が事業内容を再考すべき根拠がある。

## (3) 統合の条件及び廃止の指向

委員会は、当法人がスポーツ振興事業団との統合決定を前提に、統合に伴う諸問題に関連して、次の2点を提言する。

### ア 会計の分離等

現行2法人が統合することによって、交流事業とスポーツ振興事業の2事業の会計は、それぞれ完全明確に分離すること（共通費用の配賦の適正処理等）、各事業部門の費用額、費用効果等が常に明確に把握されることにより、目標管理経営が決して後退することのないように、格段の努力と工夫を求める。

### イ 国際交流協会の最終的廃止の指向

国際交流における重層関係の進展と民間主体化の要請を考えると、2法人統合後においても、県は民間組織を主体とする交流事業への、自発的・自主的方向を積極的に支援し、県は事業主体者の位置から、側面的支援者へ転換するために、積極的に努力しなければならない。

県と当法人は、統合後においても現交流協会の担当事業を精査することによって、ニーズ・環境に整合した交流事業となるように、担当事業の再構築を進め、当法人（統合後の交流事業担当組織）の近い将来の廃止を指向することを求める。すなわち統合後の交流事業担当組織を廃止し、当該事業の県（所管部）への引上げを指向すべきである。

(注1)国際化は、ヒト・モノ・カネ・情報などの交流や接触等々の形で現れ、押し止めることの不可能な流れとして、あらゆる面でますます加速度的に進行している。本県においても、多くの面で国際化現象を指摘できる。例えば、職を求める外国人労働者の長期的・集团的居住地域が形成されると、地域自治体の行政サービス費用（社会的費用）が増加する一方で、低賃金労働力を雇用する特定企業は労務費（内部費用）の節減の利益を享受し、また県民の一部は雇用機会を失い、賃金水準の引下げ効果を被るなど、現実の因果関係はもっと複雑ではあるが、いずれにしても国際化の利益・費用の享受・負担関係は一様ではない。政府（県）が交流事業を支援するときは、国際化の便益・費用の負担関係の公平化は、政策立案に当たって考慮すべき要因の一つであろう。

なお、職を求めて長期・集団居住化する外国人労働者が県内に存在するのであれば、その数と存在の態様によっては国籍・人種に関係なく、これらの人々は社会的弱者と考えなければならない。こうして環境の変化に対応して、交流事業の対象もまた当然に、柔軟に再考することを、この場合には福祉政策との関連も含めて、求められている。

(注2)公社等法人の統廃合問題に関する委員会の基本的考え方は、次のとおりである。

すなわち法人の統廃合は、法人数の単なる削減（数合わせ）ではなく、法人が現在担当している一連の諸事業を、新しい観点から見直し再構築することがまず前提でなければならない。その結果として、見直され再構築された諸事業を担当する組織（法人）の再編成でなければならない。ここでは「組織は戦略に従う」のである。

現行担当諸事業を基本的に評価・見直しによる事業再構築がないままでの、単なる法人数の削減は企業管理費用の削減（社長・理事長の削減など）でしかない。問題の本質は次の点にある。すなわち、諸事業が環境の変化にもかかわらず、また政策の費用効果が低いにもかかわらず、従来からの政策を見直すことなく、旧態依然として継続され、ときには赤字を累積させ、県財政と将来世代の県民にまで、無駄な浪費と負担を生産し続けていることの、根本的な解決であるかどうかである。

根本的な解決としての政策の転換があり、それによって法人が担当する諸事業の再構築があり、その結果としての法人の再編成（統廃合）でなければならない、と言うのが委員会の基本的考え方である（第4章「統廃合の定期的点検に関する提言」参照）。このような委員会の考え方からすれば、県の公社等法人の統廃合決定が、法人担当事業について、どのような政策転換を基礎にして事業再構築を目指し、見直された諸事業を効率的に遂行するための、最適組織としての統廃合となるか否かは、これからの統廃合法人が担当する事業の再構築の結果を見なければならない。

(注3)基地周辺の騒音に苦しみ、あるいは北方四島の生活根拠地を失って本県に移り住む一部の県民は、県民全体から見れば少数者ではあるが、この点では社会的弱者であって、国レベルで今なお解決されない問題が継続して存在している事実を、交流事業に参加する県民も、関係公社等法人経営者・所管部も忘れてはならない、と委員会は考える。